

住民異動などの届け出は忘れずに!

就職・進学・転勤などで、住所異動の多い時期になります。住所などを異動したときは、住民異動の手続きにあわせて、国民健康保険や年金などの手続きも必要です。必ず手続きをしてください。手続きには、本人確認書類(運転免許証・パスポー

ト・保険証など)を持参してください。

問い合わせ先 市民課(☎0848⑦6047 FAX0848⑧6062)、本郷支所住民生活課(☎0848⑩1114)、久井支所住民生活課(☎0847⑳7114)、大和支所住民生活課(☎0847㉓0226)

届 け 出 内 容	必 要 な も の
市外に転出する人	印鑑 国保被保険者証.....国保加入者 老人医療受給者証(3月まで).....老人医療の受給者 後期高齢者医療被保険者証(4月から).....後期高齢者医療の加入者 介護保険被保険者証.....65歳以上の人、40歳から64歳までで認定を受けている人
市外から転入した人 転入した日から14日以内に 届け出をしてください	印鑑 転出証明書.....前住所地の市区町村発行のもの 負担区分等証明書.....老人医療の受給者(3月まで) ".....後期高齢者医療の加入者(4月から) 介護保険受給資格証明書.....介護保険の認定を受けている人 年金証書.....年金を受給している人
市内で転居した人 転居した日から14日以内に 届け出をしてください	印鑑 国保被保険者証.....国保の加入世帯 老人医療受給者証(3月まで).....老人医療の受給者 後期高齢者医療被保険者証(4月から).....後期高齢者医療の加入者 介護保険被保険者証.....65歳以上の人、40歳から64歳までで認定を受けている人 年金証書.....年金を受給している人
世帯主の変更 変更があった日から14日以内に 届け出をしてください	印鑑 国保被保険者証.....国保の加入世帯

● 自動交付機のご利用を!

3月・4月は、窓口が大変混雑します。住民票の写し・印鑑登録証明書・税証明書(所得証明書など)は、自動交付機を利用してください。土・日曜日でも利用できます。※今月は、20日を除きます。

● 年金の届け出を忘れずに

進学、就職、退職、結婚などにより、年金の種類が変わることがあります。忘れずに届け出をしてください。

● 国民年金保険料の前納について

一定額の保険料をまとめて前払いすると割引になる前納制度があります。

11) 問い合わせ先 三原社会保険事務所(☎0848⑩41)

引っ越しの際には、水道局への届け出が必要です

引っ越しが決まったら、4~5日前までに水道局に連絡してください。その際には、次のことを知らせてください。

使用水量・料金等のお知らせ

水栓番号 987-654321-000

設置場所 方 書 使用用途 口径 m/m

検計日 月 日

今回指針 m³

前回指針(一) m³

メーター水量(十) m³

今回ご使用水量(2ヶ月分) m³

(前年同期水量) m³

予定水道料金・予定下水道使用料(消費税相当額を含みます。)

水道料金	円	円
下水道使用料	円	円
合計金額	円	円

口座振替済のお知らせ

市内で転居するとき、市外に転出するとき	届け出に必要なもの 水栓番号、現住所、名前、転居する日、転居先の住所、電話番号 連絡がないと、使用していなくても基本料金がかかります。 市内での転居は、引き続き同じ口座での引き落としができます。希望する人は手続きの際に申し出てください。
市外から転入したとき	届け出に必要なもの 新住所、名前、電話番号、使用を開始する日

※インターネットでも申し込みを受け付けています。
問い合わせ先 水道局営業課(☎0848④2243 FAX0848④2135)
HP <http://www.mihara-waterworks.jp/>

